平成30年度くまがや市商工会「ウエルカムSHOP事業」要項

（熊谷市空き店舗活用支援事業）

○事業名	くまがや市商工会「ウエルカムSHOP」事業
○空き店舗の定義	くまがや市商工会管内に所在し、6か月以上使用されていない空き店舗及び空き家等で新たな活用により、近隣店舗に賑わいの相乗効果が見込めるもの。また、大型商業施設のテナント型店舗でないもの。
○申込対象者	新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗及び空き家等を活用して出店しようとする個人、法人であり、平成30年2月28日までに開業（営業を開始）できる（した）者又は開業（営業を開始）できる状態になった者で次の（1）～（8）にいずれにも該当しないもの。ただし、開業（営業を開始）できる状態にある者で、平成30年3月30日までに開業（営業を開始）できない者については、採択された場合でも補助金交付を取り消す場合がありますのでご注意ください。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める営業を行おうとする者 （2）熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者 （3）同一年度に当該補助金の交付を受けたことがある者 （4）空き店舗の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人 （5）昼間の営業ができない者 （6）市税等を滞納している者 （7）開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者 （8）その他審査会及び市長が不適切と認める営業を行っている者

○補助対象事業	事業者が行う小売業及び飲食業、地域コミュニティ醸成に寄与する事業、地域活性化に資すると市長が認める事業とし、原則3年以上継続して営業、運営ができるもの。
○申込方法	所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えてくまがや市商工会へお申し込みください。 （1）熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付申請書（様式1号） （2）事業計画書（事業スケジュール・収支計画） （3）物件情報（物件の概要、間取り図、地図等の資料） （4）市税等の納税証明書又は領収書の写し又は非課税証明書 （5）法律に基づく資格を有することの証明書又はその写し（法律に基づく資格を活かして事業を行う又は行っている場合） （6）履歴事項全部証明書（法人の場合） （7）直近の決算書（法人の場合） （8）住民票（個人の場合） （9）直近の確定申告書及び決算書（事業を営んでいる個人の場合） （10）履歴書及び職務経歴書（法人の場合は代表者のもの） （11）その他必要な書類
○受付期間	平成 31 年 2 月 28 日（木）まで ※申し込み先：くまがや市商工会　☎048－588－0140 ※総額100万円に達した時点、又は受付期間終了で当該年度の空き店舗活用事業は終了します。
○採択基準	熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱に準じ、申し込み順に当所において審査会を開催し、諾否を決定します。なお、審査結果内容につきましては一切公表いたしません。また、申請事業が採択された場合は「熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付決定通知書（様式2号）」を交付いたします。
○補助金額	1事業あたり、事業開始年度内の補助対象経費と50万円のいずれか低い額。なお、1事業者あたり50万円を限度とする。
○補助対象経費	賃借料等（家賃【年度内支払上限分まで】・保証金・敷金・礼金） 内外装・設備工事費及び開業費
○補助対象期間	（原則）当該年度の3月末日まで

〇実績報告

申請事業が採択され、熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付決定通知書（様式2号）を受けた者で、開業（営業を開始）できる（した）者又は開業（営業を開始）できる状態になった者は、所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えてくまがや市商工会へお申し出ください。

（1）熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金実績報告書（様式3号）
（2）事業報告書（実施スケジュール・収支決算計画）
（3）領収書の写し（補助対象分）
（4）賃貸借契約書の写し
（5）許認可書・登録書等の写し
（8）その他必要な書類

〇補助金交付

①実績報告（様式3号）等を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に対し通知します。
②熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）を受けた者は、速やかに熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金概算（清算）払請求書（様式第5号）をくまがや市商工会へ提出していただきます。
③熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金概算（清算）払請求書（様式第5号）を受理した後、指定された口座へ補助金をお振込み致します。

〇補助金返還

やむを得ず3年以上継続して営業又は運営することが困難となった場合は、下記の金額を返還する。

（1）開業後1年以内の廃業・閉店　補助金額の7割相当額
（2）開業後1年以降2年以内の廃業・閉店　補助金額の5割相当額
（3）開業後2年以降3年以内の廃業・閉店　補助金額の3割相当額

〇その他

申請事業が採択され、補助（助成）金の交付を受けた方は、開業（オープン）後1年間、くまがや市商工会による経営指導（売上等の月次報告書等の提出）を受けていただきます。